

官庁営繕事業に係る再評価手法

(令和8年改定)

平成23年3月31日国営施第30号
最終改定 令和8年2月19日国営施第20号

この手法は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が、官庁施設の事業評価を実施するための要領として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

官庁営繕事業に係る再評価手法

平成23年3月31日 国営施第30号
最終改定 令和8年2月19日 国営施第20号

1. 目的

本手法は、「官庁営繕事業に係る再評価実施要領細目」（平成23年4月1日付け国営施第31号）第5の1.に基づき再評価における対応方針を取りまとめるための基準を示し、評価の客観性を確保することを目的とする。

2. 再評価の手順

官庁営繕事業に係る再評価は、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」（令和7年9月18日付け国官総第105号、国官技第174号）（以下「実施要領」という。）第5の4の考え方を踏まえ、別紙に示す手順により行い、実施要領第4の1（3）に示される対応方針又は対応方針（案）を取りまとめる。

3. 再評価の考え方

実施要領第5の3に定められた「再評価の視点」からの再評価の考え方は、次のとおりとする。

（1）事業の必要性等に関する視点

事業採択時の事業計画（再評価を実施した事業については、前回再評価時の事業計画。以下「現計画」という。）又は事業計画の改善案（以下「改善案」という。）を対象として事業継続の妥当性を次表の項目ごとに検討又は確認を行って判断する。

項目	検討・確認の内容
①事業を巡る社会経済情勢等の変化	事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢などに変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。
②事業の投資効果	事業の投資効果に変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。
③事業の進捗状況	事業の進捗率はどの程度か。残事業の内容等はどうか。

（2）事業の進捗の見込みの視点

現計画又は改善案を対象として事業継続の妥当性を今後の事業の進捗の見込みから判断する。

（3）主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点

現計画を対象として以下の視点から検討する。

- ・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請
- ・地元協議や新たなニーズへの対応などによる事業実施環境の変化
- ・事前調査との乖離などによる現地条件の変化
- ・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減や代替案の立案

4. 再評価の方法

3.（1）の表①及び②の項目の検討又は確認は、原則として「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」に定める評価の方法により「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各評点を算出して行う。その際、既存のデータを活用することを基本とするが、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。

5. 対応方針又は対応方針（案）の取りまとめ

対応方針又は対応方針（案）は、3. に掲げる各視点からの判断を踏まえ、総合的に判断して取りまとめる。なお、再評価の結果、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」又は「事業計画の効果」の評点のいずれかが要件を満たさなくなった場合も同様とする。

6. その他

本手法は、令和8年4月1日から施行する。

官庁営繕事業に係る再評価の実施手順

注) (1)～(3)は、実施要領に示された再評価の3つの視点に対応

